

添削の見本です。

これは一例です。薄い黒文字が解答で赤文字と青文字が添削例です。

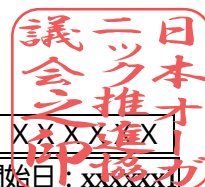
この受講者は、有機栽培米を普及するために頑張っておられる看護師の方です。

認定「オーガニック講師」養成講座通信教育部

第2回レポート（理解度確認）

出題日

提出期限



受講者 ID : XXXXX

受講開始日 : xxxxx

関連講座 第二講座 「有機 JAS の認定制度について」告示第 819 号 有機農産物についての生産行程管理者とは

以下の設問に対して1000字~4000字(程度)で述べよ

生産行程管理者について説明せよ。

実際にその農産物の生産行程を管理し、又は把握している者
有機農産物でいえば、生産農家や生産者組合などが該当（ ）

(ア) 生産行程管理者とは個人や代表者を指すものではなく、生産者の栽培方法を把握・管理したりする組織のことを指す。(生産従事者の代表に与えられる資格要件)

(イ) 生産行程管理者は、申請した特定のみ場で有機農産物の生産を行う

ここで言う「者」とは人間個人を指すのではなく「組織」を指すことに注意してください。

生産行程管理者が行う主たる業務について述べよ。

生産行程管理者：農林物資の生産行程を管理・把握するもの。

認定生産行程管理者や認定製造業者は、登録認定機関の認定を受けて、その生産又は製造する有機農産物等について格付を行い、有機JASマークを付けることができる。()

生産行程管理者、生産行程管理責任者、生産行程管理担当者にそれぞれ説明せよ。

「生産行程管理者(農産)」・・・有機農産物の生産者() 「者」が個人ではなく「組織」を言うことに常に注意してください。よく勘違いして捉えられる点です。

JAS法による検査認証は生産行程管理者をひとつの単位とする。(上記参照)

生産行程管理者は、有機栽培の指針(マニュアル)を作成し生産計画を立て、生産者がその指針と計画通りに生産しているかをたえず確認し、記録する。 **組織の責任と生産行程管理責任者(担当者)の業務内容の範囲を明確に捉えてください。記録するのは責任者もしくは担当者になります)** 有機農産物を加工して有機加工食品として販売したい業者は「生産行程管理者(加工)」認定(講座の段階にあわせて確実に理解して行ってください。現在の課題は「有機農産物の日本農林規格です。加工については後の講座で着実にこなされた方がよいでしょう」

生産行程管理責任者・・・管理者が複数いる場合その統括()

生産行程管理担当者(責任者)・・・認定申請書類の作成を行うとともに、生産技術の講習会などを開催し、生産者に有機農産物の生産基準の周知、徹底と技術習得を促す。() **このこと以前に理解しなければならないのは下記の点です。**

(ア) 生産行程管理責任者...複数の生産行程管理担当者がある場合には、生産行程管理担当者の中から生産行程管理責任者を選任する。 生産行程管理担当者が1名の場合は、その人が生産行程管理責任者となる。

(イ) 生産行程管理担当者...組織を作った上で、内部に生産行程管理担当者を置かなければならない。 有機JAS適合の有機のほ場といったん認定されると、この資格は永年資格となる。 違反行為をしたか遵守しているかどうかは1年に一度の登録認定機関による調査で判断される。 その判断材料となるのが「記録」で、この生産行程の管理の方法を決めるものが「内部規定書」。 生産行程管理担当者の業務は、内部規定書の作成や生産行程管理記録書の作成等を行うこと。

主な業務は

内部規定(栽培基準・管理方針)の作成

内部規定を遵守して実務を行うこと

管理記録(生産の行程管理の記録)をつけること

生産行程管理記録とその裏付けの書類(例えば許可されている農薬を買った伝票など)を3年以上保管すること

年間計画(苗植えの時期、除草の時期などなど)を作成すること

作成された年間計画を登録認定機関に提出すること

やむを得ず有機ほ場が、規格に適合しなくなった(有機生産ができなくなった)場合、

登録認定機関へ報告すること

生産管理の業務を外部に委託する場合には契約書を作成・保持すること

登録認定機関の定期的な調査を受け、改善指南があった場合は是正措置を講じること

- ・ 管理するほ場の広さによっては一人の生産行程管理担当者では業務が十分にこなせない時は、複数の生産行程管理担当者が必要になる。

もう少し正確に把握するようにしてください。上記の内容は組織である「生産行程管理者」の内部の「生産行程管理担当者」が行う業務ではありますが「生産行程管理者」に義務付けられる事柄でもあります。「内部規定書」を作成し、その規定を遵守、また生産に当たって規定を遵守したかどうかの記録を残すことが有機栽培で重要なこととなります。この点がこれまでの農業生産の仕方と大きく違う点も有機 JAS 生産の特徴でもあります。

格付担当者について説明せよ。またその主たる業務について述べよ。

生産者組織は必ず有資格者から生産管理担当者と格付担当者を選出

有資格者とは JAS 法で規定する学歴に応じた農業または営農指導の経験年数を持ち、登録認定機関の講習会の課程を修了した人（ ）

格付とは？

生産されたものを検査して、それが規格どおりか（有機として出荷しているか）を確認すること
それはそうなのですが自分が質問された時をイメージして考えてください。この回答では教えられた人は具体的にどうやっていいかわかりませんね）

(ア) 認定された有機のほ場で内部規定に沿って作られたものかどうかを検査する担当者。

（格付とは、生産された農産物を検査して、それが内部規定をそん守した（遵守=じゅんしゆ）「生産行程で作られたもの」であるかどうかを確認すること）

(イ) 格付担当者は、生産行程管理担当者と同じ資格要件が定められている。

(ウ) 格付は、出荷する前に必ず実施しなければならない業務であるので、生産の規模により複数の格付担当者を置くのが望ましいとされる。

格付に関しては、格付担当者全員が講習会を受講し終了しなければならない。

(エ) 格付担当者の義務... 出荷前に「格付検査」を実施し、基準を充たしていることを確認する 表示が適切になされていることを確認する 不合格品の処分と格付表示の管理（有機 JAS マークをはずす等） 上記の記録を作成し、1年以上保管する 上記の記録を登録認定機関の要請に基づき提出する。

次の設問に答えて、それぞれの答えの理由を書いてください。

- A) 自分は熊本県で生産行程管理者の資格を取得したので、福岡でも新しく有機栽培を始めようと思っている。生産行程管理者は農水省が認定した資格だから、福岡でもすぐに有機栽培を始められることができる。

× ×は正しいのですが回答が設問から外れています。

- ・生産行程管理者は、あくまで申請した**特定のほ場における「生産行程管理者」**であるので、熊本県で資格を取得したからといって、福岡でもすぐに有機栽培は始められない。再度、資格を取り直す必要がある。ほ場について回る資格だということを理解してください。

認証団体（登録認定機関と覚えてください）に申請した生産行程管理者が生産に使用する登録農地が著しく遠隔地にあると、生産行程を適切に管理することが難しいと判断できます。認証団体が管理できないと判断すると認証は取り消されます。福岡県で有機栽培を行いJSA 有機を取得しようとするなら、新しく始める福岡県の生産地とする手続きを踏んで申請するべきではないでしょうか。

- B) 生産行程管理者の資格を取ったが、これは個人に与えられた資格だから、この資格で他の農業法人に勤めても資格は使える。

×

生産行程管理者は**JAS 有機**（よく農協の方とかも**JAS 有機**と表現しますが**有機 JAS が正式です。**）申請した生産物について登録認証されるものなので、他の農業法人に勤めたといっても団体として登録申請するのですし、主体が違うので継続使用はできないと考えます。

再度テキストを読んでください。また、これまでの知識を一旦捨てて思い込みで判断するのではなく規格に則った知識を習得してください。考えるのではなく今は学んでください。

- C) 登録認定機関の講習を終了し、生産行程管理者の資格を得たので明日からでも有機栽培農家と言ってもかまわない。

×

格付けされた**JAS 有機農産物**を生産していませんのでそうではないと考えます。そうではないと「考える」判断基準を示さないといけませんね。認定機関の講習を受けたり、書類を作ったり、準備をしてようやく「申請」します。申請してからも作物によっては収穫まで3年かかるわけです。またほ場とい特定して認定します。そのようなプロセスをりかい・把握してください。

- D) 会社勤めをしながら家庭菜園を10年やってきたので、今度は有機栽培に挑戦しようと考えている。農業の基本は分かっているので認定機関の講習を受ければ、有機栽培を始めることができると考えている。

×

生産者となるには、農業委員会に農家になる要件を満たして届け出て審査を受け認可されることが第一です。（ ）（参考：農家とは、経営耕地面積が10アール以上又は10アール未満でも農産物販売金額が15万円以上の世帯 *旧定義（耕地面積5アール以上又は販売金額10万円以上）=農地法による定義。

その上で、生産、出荷、販売ができます。更に有機 JAS に取り組む農家になり、有機のことが付く生産ができます。

- E) 今まで家族で営農してきたが、生産行程管理者の資格を取得するために任意団体「 会」を立ち上げた。任意団体にしたのは有機栽培を行うには組織になっていなければいけないからだ。

×

有機栽培をするのに団体であっても個人であってもよい。任意団体になると生産行程管理者が生産者一人ずつの場所や栽培履歴を記録し管理し確認しておくので、情報の一元化が図られる。()ただし、生産に関わる人の組織化や栽培活動記録の管理などは必要となる。

F) 有機農産物に「格付担当者」が必要なのは農産物の品質を見極めるためである。

(×)

生産中に格付けできない事態が発生したり精米したりするとき格下げするので、有機 JAS 農産物に当たる品質を常に監視し確認する必要があります。

一般の JAS 規格は「品質規格」であり、製品の品質が規格を満たしているかどうかを検査するものであるが、有機 JAS は品質ではなく「作り方を定めた規格」であるので、

「格付担当者」は農産物の品質を見極めるためではなく、認定された有機のほ場で内部規定に沿って作られたものかどうかを検査するために必要である。

G) 生産行程の管理は外部に委託することはできない。

× ()

生産者とその資質にふさわしいと判断すれば、できる。

・ ただし、外注先の選定基準・外注内容・外注手続き等当該外注に関する管理(把握)は必要である。

H) 生産行程管理者の資格は永年資格だから一度取ってしまえば更新する必要は無い。

また、途中で有機栽培をやめたが、農業をやめたわけではないのでどこにも報告する必要は無い。

× ()

有機栽培を続けて認証を申請している圃場を一度慣行栽培にすると、土作りから再び始める必要があるため有機栽培と言えない。また認証の面からも申請をしないと継続されない。

生産行程管理者は、生産従事者の代表に与えられる資格要件であり、その人個人に対して与えられる訳ではない。また、申請した特定のほ場で有機農産物の生産を行うことに対して与えられるものであるから、永年資格ではない。ほ場が変わったり、勤務場所が変わったりした場合などは、再度資格を取り直さなければならない。

・ 農業を辞めたわけでもなく、途中で有機栽培を辞めた場合は、生産行程管理責任者(担当者)を通して登録認定機関に報告しなければならない。(登録認定機関によっては年1回更新のための講習を義務付けているところもあります)

寸評 もう少し丁寧な解答を心がけてください。点数を取るのが目的ではなく、正しい有機 JAS の知識を身に付けるためにも大切です。また、テキストをもう少し読み込んでください。(忙しくて大変ですが、有機を普及するために頑張ってください)